

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案								現行								
別表								別表								
区分	使用料							区分	使用料							
	午前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2		午前	午後1	午後2	午後3	夜間1	夜間2		
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後4時から午後6時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで		
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円	屋内運動場	990円	990円	990円	660円	1,560円	1,040円		
教室（1教室につき）	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円	教室（1教室につき）	240円	240円	240円	160円	510円	340円		
校庭	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円	校庭	600円	600円	600円	400円	1,020円	680円		
集会施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円	集会施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円		小	600円	600円	600円	400円	690円	460円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円		
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円		
備考								備考								
1 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。								1 「午後3」及び「夜間2」については、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、適用しない。								
2 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額の5割相当額とする。								2 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。								

3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

3 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額の5割相当額とする。

4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考3の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。